

ガバメントクラウド関連文書の改定概要（3/28）

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律の成立（令和7年3月8日施行）に伴う、令和7年度のガバメントクラウドの利用のための契約（令和7年3月17日付事務連絡の「ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約」。以下「利用権付与契約」という。）の整備と合わせて、ガバメントクラウドの利用に係る下記文書の改定を行う。また法改正に伴い、下記文書の対象は標準準拠システムであることを明確化するため、文書の名称もそれぞれ改定するものとする。
- 「**地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について**」は、ガバメントクラウドの利用に係る各種規定や地方公共団体、ASP、CSP等の関係主体間の責任分界の考え方を整理した文書として、今般の利用権付与契約の内容を踏まえた契約主体間の責任分界及びガバメントクラウドの利用料金の支払いや納付に関する内容などを改定した。（【第2.1版】→【第3.0版】）
- 「**地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの移行に係る手順書**」は、ガバメントクラウドの利用に向けて必要となる計画準備から調達、GCASを利用した各種手順などを示した文書として、ガバメントクラウドの利用料金の支払いや納付に加え、令和7年度のガバメントクラウドの利用に必要な手続きなどを改定した。（【第2.0版】→【第3.0版】）

本文書の位置づけ

関連法令・資料の概要

